

はじめに

日本統治時代の正末から昭和10年前後（1925～35年頃）まで、台湾では部落（字）単位に農事実行小団体が置かれ、業佃会などの指導のもとに、その下部組織として農業指導、業佃関係改善等の事業がおこなわれていたことを前稿で紹介した⁽¹⁾。しかし、前稿では台北州の例を紹介したのみに終わったので、本稿では台中州の例について検討しようとするものである。

台中州においては、全島的な小作慣行改善事業の一貫として業佃会と同種の組織である興農倡和会が置かれていたことも既に紹介した⁽²⁾。本稿ではこの興農倡和会と農事実行小団体（台中では農事実行小組合と呼ばれた）との関係、その実態について解明し、台中州における農政の特質について検討しようとするものである。

1 台中州の地理的特徴

台中州は本島の中部に位置し、東西74.618km、南北94.076km、東は合歡山等の峻嶺があって花蓮港に接し、南は新高山、鹿林山及び濁水溪をへだて台南、高雄の両州に、北は次高山、南湖大山及び大安溪を境に新竹、台北の両州に接し、西部は広漠たる平野を展開して台湾海峡に面していた。

面積は7383.4km²、その内3725km²は「蕃地」（高砂族の土地）であった。

西部は一大平野となって中央山脈を水源とする大小河川が貫流して海に注いでいた。

気候は冬には北あるいは北東よりの季節風があり、夏には風速の弱い南西よりの風が多いが、暴風雨や熱帯風の襲来するのは稀で気候は概ね温和であった。⁽³⁾

2 台中州の農業

台中州は地味肥沃、気候適順、加えて水利の便が良く各種の農産物に富んでいた。特に米は主要農産物中の雄なるもので、価額は全島第1位、甘蔗は価額が第2位、芭蕉（バナナ）は価額が第1位を占めていた。

同州の戸口は昭和7年（1932）末現在、戸数18万0841戸、人口109万4453人であった。農業戸数は9万5912戸で総戸数の53.8%を占め、1戸当たり平均6.4人にあたった。また耕地面積は昭和7年現在、田10万917甲、畑6万1431甲、合計16万2348甲であった。そして農業者は61万9826人で総人口の57.4%を占め、自作農は27.9%、自作農兼小作農は28.4%、小作農は43.7%に当たり、その増加率は自作農が最も多く、自作農兼小作農がこれにつき、小作農は減少を示していた。⁽⁴⁾

州下の小作慣行は一般に口頭不定期で小作人をして安定した農業経営を行わせることが困難だけでなく、地主小作者間に紛争を惹起する恐れが無いわけではなかった。従って

台中州では農政上延ては統治上憂慮すべき影響あるを慮り、これに対して総督府方針に沿って州下の実情を参酌し、口頭不定期の契約を改善し、書式長期の契約を奨励し、小作権の安定にもとづく小作人の愛地観念によって農産の増殖を期待するとともに、自治的調停機関を整備し、地主小作者の紛争の予防調停を実施し、進んで協調精神の徹底的鼓吹によって農村の平和を確保しようとして、協調団体である興農倡和会の設立を計画した。昭和4年（1929）4月1日より同6年（1931）4月までに州下全市郡に該団体を設置した。昭和8年（1933）8月末現在における興農倡和会の会員数4万3690人、書式契約締結件数2万5001件、その面積2万8600甲余に達していた。⁽⁵⁾

2 台中州における農事実行小団体

台中州における農事実行小団体の普及については昭和12年（1937）当時の記録が台湾総督府殖産局『農事実行小団体ノ現況ト指導奨励計画』61・62頁（昭和13年、以下『計画』と简称）に次の第1表のように記載されている。

第1表

市郡別	産業組合法ニ依ルモノ	産業組合法ニ依ラザルモノ		計
		業佃協調ニ依ルモノ	任意設立セルモノ	
台中市	6	1	—	7
彰化市	—	—	—	—
大屯郡	8	8	—	16
豊原郡	5	—	52	57
東勢郡	2	—	—	2
大甲郡	—	—	41	41
彰化郡	6	10	—	16
員林郡	2	13	—	15
北斗郡	1	8	—	9
南投郡	11	2	—	13
新高郡	1	—	—	1
能高郡	—	1	—	1
竹山郡	13	—	—	13
合計	55	43	93	191

第1表によると、台中州の農事実行小団体は産業組合法⁽⁶⁾によるものが55（約28.8%）、産業組合法によらないものが136（約71.2%）で、産業組合法によらない

ものが多く、またその中でも業佃協調によるものが43（全体の約22.5%）、任意設立のものが93（全体の約48.7%）で、任意設立のものが多かった。しかし、台北州に比べると、業佃協調のものの比率が大きかったと考えられる(7)。

次に、事業概要について同じく『計画』62頁所載の第2表を見てみよう。

第2表

	産業組合法ニ依ルモノ	産業組合法ニ依ラザルモノ	
		地主中心ノモノ	自作及小作ニテ組織セルモノ
組合数	55	43	93
一組合経費	(平均) 300円	(平均) 240円	(平均) 10円乃至150円
会費徴収法	組合員寄付、産業組合寄付、其ノ他補助金	地主補助、興農倡和会補助、街庄補助	街庄補助、農業組合補助
一組合員数	(平均) 33名	(平均) 20名	(平均) 24名
主ナル事業	共同購買販売、共同耕作経営、農事改良並施設 其ノ他社会施設	小作改善、共同耕作園経営 一般農事改善 其ノ他社会施設	採種田経営、共同作業 共同購買 其ノ他農事改良

第2表によると、農事実行小団体における一組合経費を比べてみると産業組合によるものが一番高額で、地主中心（業佃協調）のもの、自作及び小作によって組織された（任意設立による）ものの順になっている。会費徴収法は産業組合によるものは組合員寄付、産業組合寄付など、地主中心のものは地主や興農倡和会、街庄の補助、自作及び小作によって組織されたものは街庄、農業組合による補助などによっていた。おもな事業で共通しているものは農事改良であったが、産業組合による団体には共同購買販売、地主中心の団体には小作改善、自作及び小作による団体には共同作業などがあり、各々その構成原因、構成員の種類によって特徴があったといえよう。

次に普及状況については『計画』63頁に次の第3表が載せられている。

第3表によると、台中州全体で会員数は38万9220人であり、昭和7年段階の台中州農業人口61万9826人(8)と比べると、農事実行小団体会員は全農業人口の半数を占めていたと推測される。

次に、農事実行小団体の事業概要について検討しよう。『計画』63・64頁によると、その事業の主なもの、「國民精神涵養、國語普及講習會、一般産業指導、公民的訓練、

生活改善指導」と言われ、また「毎月一回月例会ヲ開催シ、教化指導員ニヨリテ指導セシ
第3表

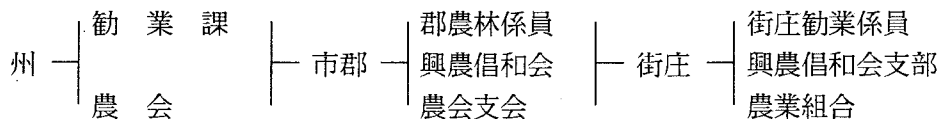
市郡別	団体数	会員数	役員数	経費
台中市	40	16、465人	340人	20、000円
彰化市	33	55、213	933	3、300
大屯郡	88	47、245	2、542	31、395
豊原郡	65	14、317	1、950	26、000
東勢郡	41	14、915	1、442	6、860
大甲郡	119	22、089	2、210	51、561
彰化郡	128	31、348	2、836	60、252
員林郡	174	43、236	2、276	77、905
北斗郡	115	39、661	2、576	50、713
南投郡	78	40、233	1、981	20、982
新高郡	31	17、407	687	11、160
能高郡	34	29、316	973	14、280
竹山郡	42	17、775	1、297	8、630
合計	988	389、220	22、043	383、038

メツツアリ。國語普及ノ如キは大イニ實績ヲ擧ゲ、之ガ講習ヲ受クルモノ十一萬五千人、國語ヲ理解スルモノ總部落人口ノ三八%ヲ占ムルニ至レル等、文化的方面ニ於テ着々成績ヲ擧ゲ居レリ。」と言われている。

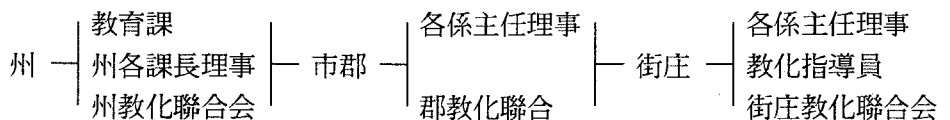
3 農事実行小団体の指導機関

『計画』64・65頁に農事実行小団体及び部落振興会に対する指導機関について述べられている。

第1図 農事実行小団体の指導機関



第2図 部落振興会の指導機関



二つの図から、農事実行小団体は州勸業課、農会の指導下、市郡においても、街庄においても、ともに興農倡和会の指導下に入るとともに、部落振興会と相互補完関係にあったことがわかる。

4 部落振興会・農事実行小団体・産業組合の関係

『計画』65頁には、

當州ニ於テハ更ニ小區域、小人數（約二、三十戸）ノ農事團體ノ設立ヲ必要トスル實情ニアルヲ以テ部落振興會ト步調ヲ合セツツ、二、三十戸ヲ一組合トスル農事小組合ヲ州下ニ遍ク設立シ、部落振興會ノ一部門トシテ活動ヲ爲サシムルヲ以テ適策ナリト思料シ、此ノ方針ニ基キ目下進行中ナリ。

とあり、農事実行小団体は部落振興会と歩調を合わせ、二、三十戸単位で作られた。また、『計画』65頁に、

農事實行組合ト産業組合トノ關係ヲ見ルニ産業組合法ニ依ル農事實行組合事業ハ之ガ指導ノ實際ニ當ル可キ郡興農倡和會及農會支會等ニ於テ計畫指導シ、産業組合ヨリハ之ガ運営ニ要スル資金ノ貸付ヲナシ、相互連絡協調ノ下ニ事業ヲ實施シツツアリ。

とあるように、産業組合法による農事実行小組合は興農倡和会や農会が計画指導を行い、産業組合は資金貸付を行い、各々相互連絡をとっていた。

5 農事実行小団体の指導奨励方針・計画

『計画』66頁に「農事実行小組合設立計画書」が載せられ、その目的が記されている。軌近農業ノ躍進的發展ニ伴ヒ、農事各般ノ指導奨励ハ愈々廣汎多岐ニ互ルノミナラズ、經營ノ集約化ニ順應シ、其ノ指導ハ益々高度化ヲ要求セラルルニ至リ、從テ從來ノ如ク多數農家ノ個々ヲ對象トスル指導ヨリ、更ニ農家ノ組成的團體ヲ對象トスル指導ヲ必要トスルニ至レリ。一方農家ニ於テモ複雑化スル社會情勢ニ順應シ、有利經營ヲ實施セムトスルニハ、個々ノ農家ノ孤立的經營ヨリ團體的共同作業竝ニ經營ヲ實施スルノ要アルヲ認メツツアリ。

とあるが、要点は農業の発展、経営の集約化、組成的団体の組織、共同作業の実施が目的とされていたことであった。この農業発展については筆者が既に分析したが、蓬莱米普及が第一の要因であったと考えられる⁽⁹⁾。

また、同史料の続きに、「當州ニ於テハ州、農會、市、郡興農倡和會等夫々ノ機關ニ於テモ、右情勢ニ順應シテ以テ指導ノ効果ヲ擧グ可ク、農事小團體ヲ設置奨励シツツアル」と言われるように、興農倡和会の指導を受けること、即ち、小作慣行改善という目標もあつたのである⁽¹⁰⁾。

次に、農事実行小団体はどのようなもととして設立計画されたのかについて考えてみよう。

『計画』67頁に、

(1) 本組合ノ設置ハ州下全部落ニ對シ、一部落一組合ノ原則ニ基キ、之ヲ設置シ、其

ノ名稱ハ農事改良實行小組合トシ、從來ノ對個人的獎勵ハ漸次之ヲ廢シ、對團體的獎勵ニ改メ、農事小組合ハ最前線ノ實行團體トシテ活動セシメ、専ラ組合員ノ自力經營ニ據ラシメントス。

(2) 農事實行小組合ニ對シテハ、先ツ組合ヲ設立スヘキ部落ノ農家ニ付、基本調査ヲ行ヒ、其ノ概況ヲ明カニシ、之ニ基キ左ノ三大事項ヲ目標トシテ各小組合ニ付、其ノ地方ノ事情ト組合ノ状態ニ即シタル指導ヲナスモノトス。

農事及農業經營ノ改善竝ニ小作慣行改善。農家經濟ノ向上充實。農村社會改善ノ實現。

(3) 組合ノ指導統制ニ當リテハ苟シクモ設立趣旨ニ悖ルカ如キ諸般ノ事項ヲ實施セシメサル様善導スルハ勿論、既設ノ斯種内容ヲ同シクスル小組合ハ統制上可成本施設ニ融合スル様指導ノコト。

(4) 小組合ハ州竝農會ノ施設獎勵事項ニ對スル實行機關ナルヲ以テ、州竝農會ノ施設獎勵事項ハ凡テ本組合ニ集中實施ノコト。

(5) 本組合ハ自治的農事改良實行團體ナルヲ以テ組合員ニ對シ、共同精神ノ普及徹底ト自力經營ノ自治的訓練ニ遺憾ナキ様指導ノコト。

(6) 小組合ノ事業ハ小組合ノ實情ニ應ジ撰擇シ共同事業ヲ計畫スル外、能率的活動ヲ促スタメ部門制ヲ採ルコト。

(7) 小組合ノ施設事業ハ畫一的ニ流レサルコトヲ眼目トシ、其ノ地方ノ特色ヲ發揮セシムル様指導ノコト。

(8) 當初ハ小組合ノ健實ナル發達ヲ期スルタメ、組合員ハ最少限度即チ一組合約二、三十戸ニ止ムルモ、將來ハ農村ノ全體的發展ヲ期スルタメ、区域内ノ全農家ヲ組合員タラシムル様指導ノコト。

とあり、概要は一部落一組合の原則に基づき、農事改良實行小組合を設立し、まず農家の基本調査を行い、①農事・農業經營の改善、小作慣行改善、②農家經濟の向上充實、③農村社會改善の實現を行ふ。これらの目標は基本的に州・農會の施設獎勵事項に基づく。その精神は共同精神の普及徹底と自治的訓練にある。組合員は一組合二、三十戸を基本とするが、将来的には全農家を組合員とするのが目標であつた。

小組合の指導細目は『計画』69頁に、

- (1) 小組合ノ幹部ハ組合員結合親和ノ中核ナルヲ以テ、之カ智識ノ向上ヲ期スルタメ毎年一回以上、全組合長竝役員ヲ市、郡ニ召集シテ講習會ヲ開催ノコト。
- (2) 小組合ノ機關タル役員ノ配置ハ適材適所主義ニ依ルコト。
- (3) 小組合員ノ協同精神涵養ト財源ヲ得ル意味ニ於テ可成共同作業園ヲ設置スルコト。
- (4) 小組合ノ向上進歩ヲ計ルタメ適當ナル時期ニ於テ優良ナル組合、組合長、組合員ノ表彰ヲナスト共ニ綜合品評會ヲ開催シ、小組合業績ノ向上伸展ニ資スルコト。
- (5) 各街庄長ハ毎月少ク共、一回以上管下小組合ノ狀況ヲ視察シ、其ノ狀況ヲ毎月別ニ定ムル様式ニヨリ郡守ニ報告ノコト。

(6) 郡守ハ街庄長ヨリノ右報告書ニ基キ之カ指導監督ノ完璧ヲ期スルコト。

(7) 市街庄長ハ關係係員ヲ督勵シテ小組合指導ノ完璧ヲ期スルコト。

特に、小組合の幹部については毎月1回以上講習会を開き、知識の向上につとめること、小組合員の精神涵養のため共同作業園を設置すること、優良組合、組合長、組合員を表彰したり総合品評会を開催すること、郡守・市街庄長の管理を受けることなどが定められている。

次に、小組合の指導実施計画については『計画』69～73頁に、

1 趣旨ノ宣傳

小組合設立ノ準備工作トシテ極力趣旨ノ宣傳普及ニ努メ、農民ノ理解啓發ニ主力ヲ注キ、以テ自發的設立機運ノ醸成促進ニ努メ、ニヶ年計畫ヲ以テ州下全般ニ設立セシメントス。

2 郡守ハ街庄長ヲシテニヶ年完成、具體的年次計畫ヲ樹立セシメ、州知事宛報告ノコト。市尹ハ前項ニ準シ、計畫ヲ樹立シ、州知事宛報告ノコト。

3 小組合ノ形態

一部落ヲ單位トシテ同区域内ニ居住スル農業者（地主ヲ含ム）ヲ以テ組織ス。組織ハ原則トシテ任意團體トス。

4 小組合ノ設立ニ當リテハ懇談會、座談會等ノ開催ニヨリテ極力部落民ノ誘導啓發ニ努メ、以テ共同精神ノ涵養竝小組合ニ對スル自覺ノ促進ニ努ムルコト。（小組合ノ經營發展上集會ハ極メテ必要ナル事項ナレバ可成多ク集會セシムル様指導ノコト）。

5 市尹、街庄長ハ小組合ノ設立ヲ了セバ直ニ小組合長會議ヲ招集シ、州竝農會ノ施設獎勵事項ニ對スル理解ノ徹底ヲ計リ、小組合ノ活動ヲ開始セシムルコト。

6 街庄長ハ小組合ノ設立ヲ了セバ別ニ定ムル様式ニ依リ、郡守ニ報告ノコト。郡守市尹ハ更ニ州知事宛報告ノコト。

概要は懇談會・座談會の開催により小組合設立の趣旨を農民に宣伝し、ニヶ年計画で普及すること。農業者をもって組織する任意団体とすることであった。

小組合において実施すべき事項は、『計画』72頁に、

1 事業ノ決定

(1) 事業ハ州竝農會ノ施設獎勵事項ノ實施ヲ原則トスルモ、其他必要ナル事業ハ小組合員合議ノ上決定スヘキコト。

(2) 事業成績ハ必ラズ小組合員ニ報告シ、小組合全部ノ反省講究ニ資スルコト。

(3) 組合事業ハ農事第一主義トシ、漸次他ニ及ホスコト。

2 實施事業

(1) 小作慣行ノ改善ニ關スル事項。(2) 一般農事ノ改善ニスル事項。(3) 畜産ノ改良ニ關スル事項。(4) 副業ニ關スル事項。(5) 農産物ノ共同販賣斡旋竝ニ共同作業ニ關スル事項。(6) 肥料、種苗、農具等ノ共同購入斡旋ニ關スル事項。(7) 其他組合員ノ智徳涵養竝福祉増進ニ必要ナル事項。

実施すべき事業は州・農会の奨励事項、基本的に農事第一主義とされ、具体的には小作慣行の改善、農業生産の改善事業であった。

6 農事実行小団体の規約

次に小組合の規約が『計画』73～79頁に記載されている。

「本組合ハ農本ノ大義ニ則リ、組合員共同輯睦徳義ヲ重シ、勤勞ヲ尚ヒ、農業ヲ合理的ニ經營シテ、農家經濟ノ充實ヲ計リ、農村振興ノ實ヲ舉クルヲ目的」(第1条)とし、「第一條ノ趣旨ニ賛成セル農業者ヲ以テ之ヲ組織」(第3条)した。「本組合ノ事業ハ州竝農會ノ施設奨励事項ノ實施竝第一條ノ目的達成上必要ナル事業ヲ實施スルモノトス。實施スヘキ事項左ノ如シ。一 土地改良ニ關スル事項、二 産米改良ニ關スル事項、三 各種農作物ノ栽培改良ニ關スル事項、四 畜産改良ニ關スル事項、五 特殊農作物奨励ニ關スル事項、六 副業ノ奨励ニ關スル事項、七 其ノ他農事ニ關スル事項、八 農産物ノ共同販賣竝共同作業ニ關スル事項、九 肥料・種苗・農具・其他日用品ノ共同購買ニ關スル事項、十 其ノ他會員ノ智徳涵養竝福祉増進ニ必要ナル事項、十一 州竝農會ヨリ代行ヲ命セラレタル事項」(第4条)の11項目あった。特に産米改良に関する事項が定められていることが重要である。またこの事業を実施するために「一 庶務部、二 農事部、三 畜産部、四 副業部、五 小作慣行改善部、六 社會教化部」(第5条)の六部が置かれた。組合の役員は「組合長一名、副組合長一名、顧問若干名」(第6条)置かれ、「組合長、副組合長ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任シ、其ノ任期ヲ三ヶ年」(第7条)とされた。そして「顧問ハ街庄長、農業組合長、其ノ他學識經驗アルモノヨリ組合長之ヲ推薦」(第7条)された。そして「役員ハ名譽職トス。但總會ノ決議ニ依リ報酬又ハ手當ヲ給スルコトアルヘシ」(第9条)とされ、基本的には役員は無給であった。また「各部委員若干名」(第10条)置かれ、「組合長ノ命ヲ受ケ各擔當部門ノ事務、事業ノ計畫竝實施ヲ掌」(第10条)り、これも基本的に無給であった。

本組合の経費は「一 組合費、二 共同事業ノ収益金、三 利用手数料、四 補助金、寄附金」(第11条)からなり、「總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス。通常總會ハ毎年二月之ヲ開クモノトス。臨時總會ハ組合長ニ於テ必要ト認メタルトキ、或ハ組合員三分ノ一以上ノ要求アリタル場合之ヲ開クモノ」(第12条)とされた。「總會ハ組合員半数以上ノ出席ヲ要シ、出席者ノ過半数ヲ以テ議決ス。但シ賛否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス」(第16条)とされた。

組合員が「組合規約又ハ決議事項ニ違反シ、其ノ他組合員タルニ適セザルニ至リタルトキハ總會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルヘシ」(第19条)とされていた。

7 農事実行小団体・部落振興会関係予算

昭和12年度農事実行小団体竝に部落振興会関係予算が『計画』79～80頁に第4表のようにある。

第4表

農事実行小団体関係予算	12、558円	部落振興会関係予算	66、360円
(1) 農事団体指導費	12、558円	(1) 教化指導員費	63、356円
内訳		内訳	
産業技手給	8、736円	嘱託給	58、440円
宿舍料	1、680円	(11人1人月80円)	
旅費	2、142円	(57人1人月70円)	
		宿舍料	1、440円
		旅費	3、146円
		事務費	330円
		(2) 社会教化委員費	3、004円
		内訳	
		会議費	660円
		消耗品費	174円
		通信運搬費	70円
		印刷費	300円
		旅費	1、800円

第4表から、農事実行小団体と部落振興会関係予算のおおよそのことがわかる。第一に、部落振興会関係予算は農事実行小団体関係予算のほぼ6倍であったこと、第二に農事実行小団体の方は産業技手という専任職員のための費用が主であり、部落振興会の方は嘱託のための費用が主であるという相違はあるが、両予算ともに人件費が大半を占めていたことがわかる。

おわりに

台中州における農事実行小団体は基本的に1部落1団体、おおよそ20～30戸を一団体としていたが、①産業組合法によるもの、②同法によらないものに大別され、②はまた②a業佃協調によるもの(地主中心のもの)、②b任意設立のもの(自作・小作によって組織されたもの)に分類された。一番多いのは②b任意設立のもので、次に①産業組合法によるもの、最後に②a業佃協調によるものとなっているが、②aの比率は全体の22.5%であり、台北州の1.6%に比べると極めてその比率が高った。

また、①は産業組合の資金援助を受け、②aは興農倡和会の資金援助を受け、②bは街庄の資金援助を受けたが、州勸業課・農会、市郡・街庄各興農倡和会の指導下に入り、同じく部落単位で設立されていた皇民化政策推進の下部組織である部落振興会と相互補完関

係にあった。

主な事業は三者とも農事・農業経営の改善、小作慣行改善、農家経済の向上充実、農村社会の改善という点で共通していたが、①は共同購買・販売、②aは小作慣行改善の強調、②bは共同作業という事業を重視しているという違いはあった。

共通点の一つである農事・農業経営の改善は台中州は島内一の米作地帯として、蓬莱米の普及振興があった。

また、これ以外の三者に共通した事業は国民精神涵養、「国語」普及講習会、一般産業指導、公民的訓練、生活改善指導という皇民化政策の一貫事業もあった。

以上から台中州における農事実行小団体の分析よりみた同州の農政の特質は蓬莱米を中心とした産米改良・農業生産力の向上、地主・小作人関係の安定、皇民化政策の推進という特質があった。なかでも米作にポイントをおいた農政であったと指摘できよう。

註

- (1) 拙稿「日本統治時代台湾における農事実行小団体について—台北州の例—」（『兵庫教育大学研究紀要』第16巻第2分冊、1996年2月刊行予定）。また台湾総督府『台湾統治概要』昭和20年（成文出版社1985年復刻本）275・6頁所収「小作慣行改善施設」によると、「昭和二年ヨチリ、府ニ専任職員ヲ設置スルト共ニ、州及州農會ヲシテ市街庄ヲ區域トシテ地主小作人協調團體（業佃會其ノ他斯種團體）」ヲ組織セシメ（郡内ノ右團體ヲ以テ郡ノ聯合會）ヲ組織」するほか、その他の地主小作人協調施設の団体の一つとして「農事実行小團體ノ設置奨励指導」があげられている。
- (2) 拙稿「興農倡和会について」（『東洋史訪』創刊号、1995年3月）
- (3) 林進発『台湾統治史』民衆公論社、昭和10年（後に成文出版社より1985年に復刻）360～61頁。
- (4) 前掲『台湾統治史』361、67頁。
- (5) 前掲『台湾統治史』368頁。
- (6) 『第21次台湾産業組合要覧』（台湾産業組合協会、昭和9年）1頁によると、台湾において産業組合規則は大正2年（1913）に施行されたと述べられている。
- (7) 前掲『台湾統治史』368頁。なお、昭和12年（1937）段階の台北州においては、農事実行小団体184中、業佃協調農事組合は3しかなく、全体のわずか1.6%を占めるにすぎなかった（註（1）前掲拙稿）。
- (8) 前掲『台湾統治史』367頁。
- (9) 拙稿「日本植民地時代台湾における小作慣行改善事業について」（『兵庫教育大学研究紀要』第15巻第2分冊、1995年）。
- (10) 註（2）に同じ。